



社授第1355号
平成12年6月7日

各都道府県知事 殿

厚生省社会・援護局長

地域福祉権利擁護事業の実施について

標記については、平成11年9月30日社授第2381号本職通知「地域福祉権利擁護事業の実施について」により取り扱われてきたところであるが、今般、社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律（平成12年法律第111号）第1条による改正後の社会福祉法が平成12年6月7日付で施行され、福祉サービス利用援助事業、運営適正化委員会等について法律上明記されたところである。

これに伴い、「地域福祉権利擁護事業実施要領」を別紙のとおり定めたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として通知する。

本事業については、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）及び社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）に定めるところによるほか、当該実施要領により地域福祉権利擁護事業が適切に実施されるよう、管内社会福祉協議会等に対し周知徹底をお願いしたい。

なお、平成11年9月30日社授第2381号本職通知「地域福祉権利擁護事業の実施について」は廃止する。

印字機

2000年 6月15日 (X)13:21/0013:20/X554505778309 P 4

FROM 社会福祉司 0000000000

0000000000-0000000000

地域福祉権利擁護事業実施要綱

第1 趣旨

本要綱は、社会福祉法（以下「法」という。）第81条の規定に基づき、法第108条第1項に規定する社会福祉協議会（以下「実施主体」という。）が行う福祉サービス利用援助事業（都道府県の区域内においてあまねく福祉サービス利用援助事業が実施されるために必要な事業を含む。以下同じ。）、当該事業に従事する者の資質の向上のための事業並びに福祉サービス利用援助事業に関する普及及び啓発を行う事業（これらの事業を総称して「地域福祉権利擁護事業」という。）について定めるものである。

第2 事業の実施体制

1 職員

(1) 実施主体は、本事業の適切な運営を確保するため、次に掲げる職員を配置するものとする。

- ア 責任者
- イ 事業の企画及び運営に携わる職員
- ウ 専門員
- エ 生活支援員

(2) 事業の企画及び運営に携わる職員は、次の業務を行う。

- ア 相談業務
- イ 契約締結審査会及び関係機関連絡会議の開催並びにこれらの組織及び法第83条に基づき設置される運営適正化委員会（以下単に「運営適正化委員会」という。）に係る連絡調整に関する業務
- ウ 専門員の指導及び支援の業務
- エ 研修、調査研究及び広報啓発の業務

(3) 専門員は、次の業務を行う。

- ア 申請者の実態把握及び本事業の対象者であることの確認業務
- イ 支援計画の作成及び契約の締結に関する業務
- ウ 生活支援員の指導及び監督の業務

(4) 生活支援員は、次の業務を行う。

- ア 専門員の指示を受けて、具体的援助を提供する業務
- イ 専門員が行う実態把握等についての補助的業務

(5) 実施主体は、事業の実施に携わる職員の採用に当たっては、本事業の

利用者である痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者等に対する十分な理解のみならず、本人の意思を尊重し、その利益を代弁するという権利擁護に関する高い意図並びに本事業の実施に必要な知識及び技術を有している者の確保に努めること。

2 契約締結審査会

- (1) 実施主体は、福祉サービス利用援助事業の契約の締結又は見直しの際に利用希望者の判断能力に疑義がある場合、その契約締結能力について、専門的な見地から審査し、確認することを目的として、契約締結審査会を設置するものとする。
- (2) 契約締結審査会は、実施主体から審査又は助言を求められた場合、専門的見地から審査等を行い、意見を述べるものとする。
- (3) 契約締結審査会は、医療・法律・福祉の各分野の契約締結能力に係る専門的知見を有する者をもって構成するものとし、委員は実施主体の長が委嘱するものとする。

3 関係機関連絡会議

実施主体は、本事業に関する理解の促進及び都道府県内における本事業の円滑な実施を目的として、関係機関で構成する関係機関連絡会議を定期的に関催するものとする。

4 事業の委託

実施主体は、本事業の一部を次に掲げる者に委託できるものとする。

- (1) 法第107条第1項及び第2項に規定する社会福祉協議会
- (2) 社会福祉法人
- (3) 民法第34条に規定する公益法人
- (4) 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
- (5) (1) から (4) までのほか、福祉サービス利用援助事業の対象者の当事者団体、家族会等で法人格を有するもの

第3 福祉サービス利用援助事業

1 目的

実施主体は、痴呆性高齢者、精神障害者、知的障害者等判断能力が不十分な者が地域において自立した生活を送れるよう、福祉サービスの利用に関する情報提供、助言、手続の援助、利用料の支払等、福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を行う。

- ア 福祉サービスについての情報提供、助言
- イ 福祉サービスの手続援助（申込み手続同行又は代行、契約締結）
- ウ 福祉サービスの利用料の支払い等
- エ 苦情解決制度の利用援助

(3) 支援計画は、利用者の状況（必要となる援助の範囲及び判断能力の変化等を含む。）の確認を踏まえ、定期的に見直しを行うこと。

6 契約の締結

(1) 実施主体は、作成した支援計画が契約内容の一部となる旨を明らかにした上で、本人にその内容を十分説明し、その了解を得た上で契約を締結すること。

なお、第3の5の(3)により、支援計画の見直しを行ったときは、契約内容の一部変更となるので留意すること。

(2) 支援計画により行う援助の内容として、福祉サービスの利用契約の締結等の法律行為に関わる事務を行う場合には、本人から代理権を授与された上で実施する必要があることから、本人にその旨を十分説明し、了解を得た上で、契約書に代理権の授与及びその範囲について具体的に明記すること。

(3) 契約しようとする内容と本人の判断能力との関係から見て、本人の契約締結能力につき疑義が生じた場合には、契約締結審査会に諮るものとする。

その結果、契約しようとする内容につき、見直しを求められた場合には、本人の了解を得てその内容を見直すものとする。

(4) 契約の締結に当たっては、本人の死亡等の事由により、契約を終了する際に預かり金等の引き渡し先が不明であること等より、混乱が生じないように十分調整を行うよう努めること。

また、実施した援助内容については、本人の意向を踏まえてあらかじめ定めた親族等に対し、定期的な報告を行うこと。

7 利用料

(1) 本事業におけるサービスの利用料は、原則として利用者が負担するものとする。

(2) 実施主体は、あらかじめ標準的利用料を定めるものとするが、個別の利用料は、利用者の事情を勘案して決定しても差し支えないものとする。なお、決定した利用料は、契約書に具体的に明記すること。

